

各支援協議会ごとに入居対象者と認められる月額収入の審査基準が異なり、また家族構成・共働き等によっても基準が異なります。

「収入計算シート」を使用して入居が可能かどうかの確認をすることができます。

収入計算シート

★入居世帯の状況に応じて、下表より選択して下さい。

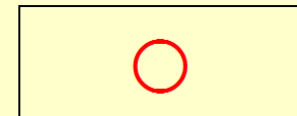
控除の種類	控除対象となる方
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族
特別控除	<p>寡婦（夫）控除 夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族のある方 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方</p> <p>妻と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下の方</p> <p>老人控除対象配偶者 控除対象配偶者で、70歳以上の方</p> <p>老人扶養控除 扶養親族で、70歳以上の方</p> <p>特定扶養控除 扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方</p> <p>障害者控除 身体障害者手帳の交付を受けている方 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症から第6項症までに該当する方 知的障害者更生相談書等により知的障害者と判定された方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級に該当する方など</p> <p>特別障害者控除 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 戦傷病手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 知的障害者更生相談書等により重度の知的障害と判定された方など 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など</p>

従前居住地	賃貸
-------	----

	年間総収入金額	年齢	扶養控除の有無	特別控除の有無	障がいの有無
世帯主（契約者）	¥3,800,000	52			
配偶者	¥1,000,000	48	同居及び扶養親族控除		
子供1	¥0	17	同居及び扶養親族控除	老人扶養控除	
子供2	¥0	15	同居及び扶養親族控除		
子供3	¥0				
同居人1	¥0				
同居人2	¥0				

住まい	
都道府県	市区町村
高知県	高知市

入居可能かの有無



世帯年間総収入金額 ¥4,800,000 協議会名 高知県居住支援協議会 入居世帯判定 子育て世帯 月額収入上限 ¥158,000

当事業の年間所得金額 ¥2,850,000 扶養控除 ¥1,240,000 = 月額収入 ¥1,610,000 ÷ 12ヵ月 = 月額収入 ¥134,167 / 1ヵ月

入居対象者一覧

事業後の入居者を、次に掲げる (a) ~ (c) のいずれかに該当し、かつ、入居の際の月額収入上限以下の者であって、従前居住地が持家でない者が対象となります。

(a) 高齢者世帯

(b) 障がい者世帯

(c) 子育て世帯

詳しくは入居対象者一覧の表に記載ある条件をご確認ください。

★入居対象者一覧

事業後の入居者を、次に掲げる (a) ~ (c) のいずれかに該当し、かつ、入居の際の月額収入上限以下の者であって、従前居住地が持家でない者とする。

<p>(a) 高齢者世帯 次のすべてに該当する者又は当該者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む）であるもの。 ○60歳以上の者であること ○次に掲げる要件のいずれかに該当すること ・同居する者がいない者であること ・同居する者が配偶者、60歳以上の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると都道府県知事等が認める者であること</p>
<p>(b) 障がい者世帯 次のいずれかに該当する者がいる世帯 ○障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が、次に掲げる障害の種類に応じ定めたとおりの者 ・身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 ・知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度 ・精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度 ○戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、 恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度のもの ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 ○海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの ○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p>
<p>(c) 子育て世帯 同居者に18歳未満の者がいる世帯</p>

給与所得による年間総収入金額の入力について

世帯主（契約者）

① 年齢 歳

年間所得金額計算シート

1. 給与所得による年間所得金額
 (1) 下表により、就職時期などに応じ、年間総収入金額を計算。

就職時期など **年間総収入金額の計算のしかた**

① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している場合 前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額) ② 年間総収入金額 円

② 現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している場合 勤務した翌月から12カ月間の総収入金額 ③ 円

③ 現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合 次により計算した金額

勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額 賞与

④ 円 - 円 × 12 + 円 = 円

勤務した翌月から申込み月の前月までの月数 ヶ月

④ 現在の勤務先に就職してからまだ給与（1か月分）を受けていない場合 次により計算した金額

雇用条件にもとづき支給が 円 × 12 = 円

年間総収入額 円

(2) 次に、(1)で計算した年間総収入金額の区分に応じて、年間給与所得金額を計算。

年間総収入金額の区分		年間給与所得金額
651,000円未満	1,619,000円未満	年間給与所得金額=0
651,000円以上	1,619,000円未満	年間総収入金額-650,000円=年間給与所得金額
1,619,000円以上	1,620,000円未満	年間給与所得金額=969,000円
1,620,000円以上	1,622,000円未満	年間給与所得金額=970,000円
1,622,000円以上	1,624,000円未満	年間給与所得金額=972,000円
1,624,000円以上	1,628,000円未満	年間給与所得金額=974,000円
1,628,000円以上	1,804,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、AX0.6=年間給与所得金額
1,804,000円以上	3,604,000円未満	その答えの1円未満を切り捨てた AX0.7-180,000円=年間給与所得金額
3,604,000円以上	6,600,000円未満	後に4000を掛け戻して計算した AX0.8-540,000円=年間給与所得金額
6,600,000円以上	10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,200,000円=年間給与所得金額
10,000,000円以上		年間総収入金額×0.95-1,700,000円=年間給与所得金額

該当する項目にある部分に数値を入力してください。
 部分は自動計算です。

年齢は必ず入力して下さい。

世帯主（契約者）
 配偶者
 子供1～3
 同居人1～2
 それぞれのシートがあります。
 ※子供が4人以上の場合は同居人欄を使用して下さい。

年間総収入金額の確定方法については複数の計算方法があります。条件にあう方法で確認して下さい。

(※配偶者・子供・同居人も同じく収入がある場合は、年間総収入金額の入力をお願いします。)

- ① 年齢を入力して下さい。
- ② 現在の勤務先に前年から引き続き勤務している場合
- ③ 現在の勤め先に前年1月2日以降に就職されて1年以上勤務されている場合
- ④ 現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合
- ⑤ 現在の勤務先に就職してから給与（1か月分）を受けていない場合

年金所得による年間所得金額の入力について

年金の受給期間	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 1年以上引き続き年金を受給している場合	前年分の支払年金額。 (年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額	① 0円
② 年金を受給してから1年に満たない場合	年金証書の支払年金額。 (年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額	② 0円
年間総収入額		0円
年齢		0歳

(2) 次に、「年齢区分」及び「1で計算した年間総収入金額」の区分に応じて、年間年金所得金額を計算。

年齢区分	年間総収入金額の区分	年間年金所得金額
65歳以上	1,200,000円以下	年間年金所得金額=0
	1,200,001円以上 3,300,000円未満	年間総収入金額-1,200,000円=年間年金所得金額
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75-375,000円=年間年金所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85-785,000円=年間年金所得金額
	7,700,000円以上	年間総収入金額×0.95-1,555,000円=年間年金所得金額
64歳以下	700,000円以下	年間給与所得金額=0
	700,001円以上 1,300,000円未満	年間総収入金額-700,000円=年間年金所得金額
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75-375,000円=年間年金所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85-785,000円=年間年金所得金額
	7,700,000円以上	年間総収入金額×0.95-1,555,000円=年間年金所得金額

年金所得による年間所得金額 (B) 0円

60歳以上の場合は表示されます。

年間総収入金額の確定方法については複数の計算方法があります。条件にあう方法で確認して下さい。

(※配偶者・子供・同居人も同じく収入がある場合は、年間総収入金額の入力をお願いします。)

- ① 1年以上引き続き年金を受給している場合
- ② 年金受給してから1年に満たない場合

その他の事業所得による年間所得金額の入力について

3. その他の所得による年間所得金額

(1) 下表により、開業等の時期に応じ、年間総収入金額(=年間所得金額)を計算。

開業の時期	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 前年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている場合	前年分の年間所得金額	① <input type="text" value="0"/> 円
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額	② <input type="text" value="0"/> 円
その他の所得による年間所得金額 (C)		<input type="text" value="0"/> 円
4. 年間所得金額		(A+B+C) <input type="text" value="0"/> 円

年間総収入金額の確定方法については複数の計算方法があります。条件にあう方法で確認して下さい。

(※配偶者・子供・同居人も同じく収入がある場合は、年間総収入金額の入力をお願いします。)

- ①前年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている場合
- ②前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合

収入計算シートのご使用方法

このシートで入力して頂く項目は家族構成、年齢、扶養状態、特別控除、障がい者情報です。

★入居世帯の状況に応じて、下表より選択して下さい。

控除の種類	控除対象となる方
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び連帯地扶養親族
特別控除	<ul style="list-style-type: none"> 寡婦（夫）控除 夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族のある方 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者で、70歳以上の方 老人扶養控除 扶養親族で、70歳以上の方 特定扶養控除 扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方 障害者控除 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 特別障害者控除 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方

家族の扶養控除をリストより選んでください。

従前居住をリストより選んでください。

家族に障がい者の方がいればリストより選んでください。

従前居住地	賃貸
-------	----

	年間総収入金額	年齢	扶養控除の有無	特別控除の有無	障がいの有無
世帯主（契約者）	¥3,800,000	52			
配偶者	¥1,000,000	48	同居及び扶養親族控除		
子供1	¥0	17	同居及び扶養親族控除	老人扶養控除	
子供2	¥0	15	同居及び扶養親族控除		
子供3	¥0				
同居人1	¥0				
同居人2	¥0				
世帯年間総収入金額	¥4,800,000				

住まい	
都道府県	市区町村
高知県	高知市

入居可能かの有無
○

当事業の年間所得金額	¥2,850,000	協賛会名	高知県居住支援協議会	入居世帯判定	子育て世帯	月額収入上限	¥158,000
		扶養控除	¥1,240,000	=	¥1,610,000	÷ 12ヵ月 =	¥134,167 / 1ヵ月

別シートに入力した数値が表示されます。入力は出来ません。

白い枠内のみご入力下さい。

都・道・府・県をリストより選んでください。

市・町・村まで入力して下さい。
例 高知……×
高知市……○

収入計算シートの判定について

希望者の家族構成、総収入、その他条件を入力すると入居可能か判定できます。
判定できる内容は下記になります。

★入居世帯の状況に応じて、下表より選択して下さい。

控除の種類	控除対象となる方
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遺属地扶養親族
特別控除	寡婦（夫）控除 夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族のある方 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方 妻と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下の方 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者で、70歳以上の方 老人扶養控除 扶養親族で、70歳以上の方 特定扶養控除 扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方 障害者控除 身体障害者手帳の交付を受けている方 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症から第6項症までに該当する方 知的障害者更生相談書等により知的障害者と判定された方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級に該当する方など 特別障害者控除 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 戦傷病手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 知的障害者更生相談書等により重度の知的障害者と判定された方など 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など

従前居住地	賃貸
-------	----

	年間総収入金額	年齢	扶養控除の有無	特別控除の有無	障がいの有無
世帯主（契約者）	¥3,800,000	52			
配偶者	¥1,000,000	48	同居及び扶養親族控除		
子供1	¥0	17	同居及び扶養親族控除	老人扶養控除	
子供2	¥0	15	同居及び扶養親族控除		
同居人?	¥0				
世帯年間総収入金額	¥4,800,000				

住まい	
都道府県	市区町村
高知県	高知市

入居可能かの有無
○

入居判定を「○・×」で表示します。

入居対象者の世帯を表示します。

世帯の総収入を表示します。

世帯年間総収入金額	¥4,800,000	協議会名	高知県居住支援協議会	入居世帯判定	子育て世帯	月額収入上限	¥158,000
当事業の年間所得金額	¥2,850,000	扶養控除	¥1,240,000	=	¥1,610,000	÷ 12ヵ月 =	¥134,167 / 1ヵ月

世帯の総収入から試算した年間所得金額を表示します。

問い合わせ先の協議会を表示します。

年間所得金額から扶養控除を差し引き1ヵ月あたりの収入にした金額を表示します。

協議会が決めた月額収入上限を表示します。